

2 法人税

法人税…不動産を譲渡・賃貸した法人が払う国税です

(1) 法人税の税率

事業年度の開始時期	資本金1億円以下の普通法人		資本金1億円超の普通法人
	年所得金額800万円以下の部分	年所得金額800万円超の部分	
平成30.4.1～令和7.3.31	15%	23.2%	23.2%
令和7.4.1～	19%		

(2) 土地重課制度の停止(措法62の3、63)

土地の所有期間	税 額
所有期間が5年以下である土地等 (短期所有に対する土地重課)	短期所有土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計金額の10% (ただし、平成10年1月1日から令和8年3月31日までは適用を停止する)
上記以外の土地等 (一般土地重課制度)	土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計金額の5% (ただし、平成10年1月1日から令和8年3月31日までは適用を停止する)